（仮称）汚泥再生処理センター整備事業

入札説明書

令和８（2026）年７月

熊　谷　市

目　次

第１　事業の趣旨 1
第２　本事業の概要 1
第３　事業者の募集及び選定の手続 3
第４　入札参加資格 5
第５　本事業における予定価格 6
第６　入札に関する留意事項 7
第７　入札に関する手続等 7
第８　落札者の決定 14
第９　本契約締結までの取扱い 14
第１０　契約に関する事項 15
第１１　その他 15
第１２　担当部課 16

第１　事業の趣旨

熊谷市（以下「本市」という。）は「(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業」(以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや施工実績を踏まえた技術提案により、施設の性能や事業の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計・施工一括発注方式を採用することとした。

この入札説明書は、本市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）により募集及び選定するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号)、熊谷市契約規則（平成 17 年規則第 68 号)、（仮称）汚泥再生処理センター整備事業に係る総合評価落札方式による入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

第２　本事業の概要

１　事業名　（仮称）汚泥再生処理センター整備事業

２　事業場所　熊谷市上之 3276 番地（熊谷市立第一水光園敷地内）

３　事業範囲　事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

(1)　実施設計及び施工

ア　施設規模

し　　尿	6.5kL/日
浄化槽汚泥	153.0kL/日
農業集落排水汚泥	16.5kL/日
合　　計	176.0kL/日

イ　処理方式

水処理系統：　固液分離希釈下水道放流方式

資源化系統：　助燃剤化方式

ウ　放流先

荒川左岸北部流域関連熊谷公共下水道（元荒川第 5 処理分区 上之幹線）

エ　事業の範囲

（ア）　本体工事

機械工事、配管ダクト工事、電気・計装設備工事、土木・建築工事

（イ）　付帯工事

敷地造成工事、場内道路工事、場内整備工事、門・囲障工事、車庫倉庫工事、放流管工事、その他付帯工事

（ウ）　解体工事

（エ）　土壌汚染対策工事

（オ）　その他工事

(2)　その他関連業務

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び本事業等に係る各

種許認可申請支援等、事業者が行うべき対応、その他関連業務。

なお、本市が行う業務は次のとおりであり、事業者は必要に応じて本市を補佐すること。

ア　一般廃棄物処理施設の届出

イ　交付金申請手続

ウ　本事業等に係る各種許認可の申請等手続

エ　その他これらを実施する上で必要な業務

4　事業期間

本契約日から令和 12 年 3 月 31 日まで

第３　事業者の募集及び選定の手続

事業者の募集及び選定は、総合評価落札方式により行う。

１　契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、図 １のとおりである。

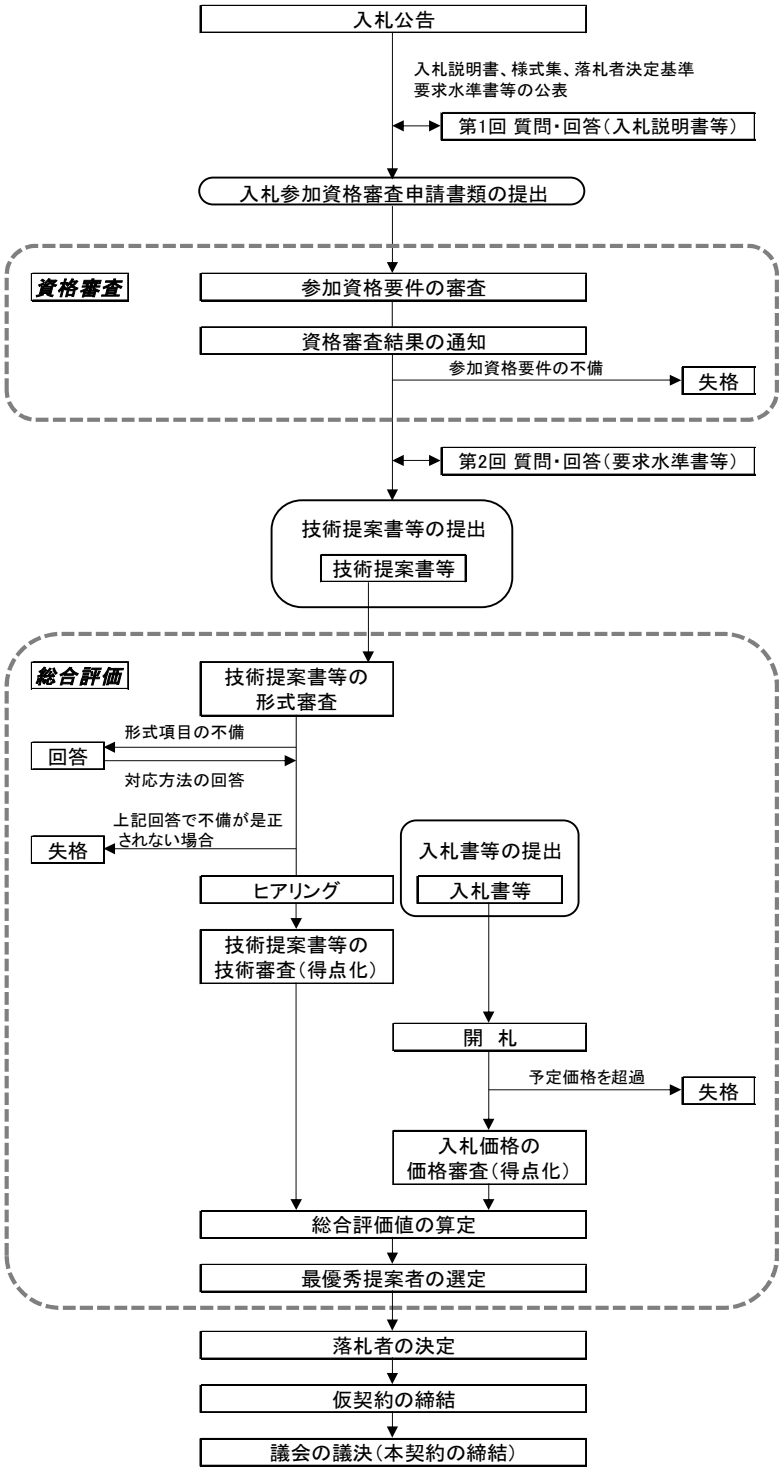

図 １　契約締結までの流れ

2　契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、表 1 のとおりとする。

なお、スケジュールは、入札書類提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表 1　契約締結までのスケジュール

内　　容	期　間　等
①　入札公告	令和 8 年 7 月 14 日（火）
②　現地見学会の参加受付	令和 8 年 7 月 16 日（木）から 令和 8 年 7 月 21 日（火）まで
③　現地見学会	令和 8 年 7 月 23 日（木）又は 令和 8 年 7 月 24 日（金）
④　質問の受付期間（第１回） 入札説明書等に関する事項	令和 8 年 7 月 23 日（木）から 令和 8 年 7 月 28 日（火）まで
⑤　質問への回答（第１回） 入札説明書等に関する事項	令和 8 年 8 月 7 日（金）
⑥　入札参加資格審査申請の提出期間	令和 8 年 7 月 29 日（水）から 令和 8 年 8 月 13 日（木）まで
⑦　入札参加資格審査結果の通知	令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
⑧　質問の受付期間（第２回） 要求水準書等に関する事項	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 9 月　1 日（火）まで
⑨　質問への回答（第２回） 要求水準書等に関する事項	令和 8 年 9 月 11 日（金）
⑩　技術提案書類の提出期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）から 令和 8 年 10 月 20 日（火）まで
⑪　技術提案書の審査	令和 8 年 11 月下旬まで
⑫　入札書の提出期間	令和 9 年 1 月上旬頃
⑬　技術審査（ヒアリング実施を含む。）及び 価格審査の実施	令和 9 年 1 月上旬頃
⑭　最優秀提案者の選定	令和 9 年 1 月上旬頃
⑮　落札者の決定	令和 9 年 1 月上旬頃
⑯　仮契約締結	令和 9 年 1 月上旬頃
⑰　議会の議決・本契約の締結	令和 9 年 3 月中旬頃

3　審査会の設置

本市は落札者決定に当たり、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、学識経験者等で構成される「(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業審査会（以下「審査会」という。)」を設置している。

審査会は、次の 6 名で構成する。なお、本事業の落札者の決定までの間に、本事業に関して、入札参加者等が審査会の委員に面談を求めること、入札参加者の PR 書類等を提出することにより、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

氏　名	所　属	役　職	備　考
山崎 宏史	東洋大学	教授	理工学部都市環境デザイン学科
安原 正也	立正大学	名誉教授	
磯部 友護	埼玉県環境科学国際センター	担当部長	資源循環・廃棄物担当
新井 賢一	熊谷市　建設部	部長	
小暮 洋久	熊谷市　上下水道部	部長	
野村 和弘	熊谷市　環境部	部長	

第４　入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものであること。

1　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

2　本市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査により、清掃施設工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。

3　公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても本市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

4　開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

5　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

6　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7　本事業に係る発注支援業務に関与した者と資本面及び人事面において関連のないものであること。（「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、本事業に係る本市の発注支援業務に関与した者は次のとおりである。

株式会社日産技術コンサルタント

8　日本国内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店があること。

9　清掃施設工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。

１０　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

１１　地方公共団体等が発注した交付金による汚泥再生処理センター建設工事（処理能力 100kL/日以上の新設工事に限る。）の元請けとして、施工実績を有する者であること。契約書の写し等を添付すること。

１２　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を本事業に専任で配置できること。

(1)　当該入札の申込日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

(2)　建設業法第 26 条に規定される清掃施設工事又は機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

１３　次に掲げる基準を全て満たす専門技術者を本事業に配置できること。

(1)　当該入札の申込日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

(2)　建築士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、機械器具設置工事に係る監理技術者等の資格を有する者であること。

第５　本事業における予定価格

本事業における予定価格は以下のとおりである。なお、予定価格は消費税及び地方消費税の額を含む。

予定価格　6,087,950,000 円

第６　入札に関する留意事項

１　入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等、要求水準書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

２　費用負担

入札参加者又は契約者が、本事業に係る入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は契約者が負担するものとする。

３　使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

４　著作権

提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、本事業において本市が必要と認めるときは、協議の上、技術提案書の全部又は一部を無償で使用することができる。

５　提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料等は、本事業の入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

６　提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

第７　入札に関する手続等

１　入札説明書等の配布

入札説明書等の配布を次のとおり行う。

また、本市のホームページからもダウンロードすることができる。

http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyosuishin/kasyouodeisaisei/odeikoukoku.html

(1)　配布日

令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 28 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

(2)　配布場所

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

(3)　配布資料

入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集）、要求水準書等（落札者決定基準、要求水準書）

２　入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は実施しない。

３　現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。また、現地見学会において、入札説明書等及び要求水準書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。

(1)　日時

令和８年７月 23 日（木）又は令和８年７月 24 日（金）　時間は本市から連絡する。

(2)　場所

「熊谷市立第一水光園」とする。

(3)　現地見学会等の参加受付

現地見学会等の参加を、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

令和８年７月 16 日（木）午前９時から令和８年７月 21 日（火）午後５時まで

イ　提出先

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

ウ　提出方法

現地見学会申込書（様式 1）に記入の上、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「(仮称）汚泥再生処理センター現地見学会等申込」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）は一切受け付けない。

4　入札説明書等及び要求水準書等に関する質問の受付

入札説明書等及び要求水準書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1)　受付期間

ア　第１回（入札説明書等に関する事項）

令和８年７月 23 日（木）午前９時から令和８年７月 28 日（火）午後５時まで

イ　第２回（要求水準書等に関する事項）

令和８年８月 26 日（水）午前９時から令和８年９月１日（火）午後５時まで

※第２回の質問については、７　入札参加資格審査結果の通知において、入札参加資格が確認された者（以下「入札参加資格者」という。）のみ質問書を提出することができるものとする。

(2)　提出先

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

(3)　提出方法

質問の提出方法は、入札説明書等に関する質問書（様式2-1)、要求水準書等に関する質問書（様式 2-2）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「(仮称）汚泥再生処理センター質問書」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）による質問は一切受け付けない。

5　入札説明書等及び要求水準書等に対する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、次のとおり本市のホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

(1)　公表日時

ア　第１回（入札説明書等に関する事項）

令和８年８月７日（金）から

イ　第２回（要求水準書等に関する事項）

令和８年９月 11 日（金）から

６　入札参加資格提出届等の提出

入札参加者は次のとおり入札参加資格提出届等を提出すること。

(1)　提出期間

令和８年７月 29 日（水）午前９時から令和８年８月 13 日（木）午後５時までに必着とする。

(2)　提出先

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

(3)　提出方法

持参又は郵送（信書便可）とし、その他の方法は一切認めない。なお、提出された入札参加資格提出届等を確認後、本市は受領書を発行する。

※入札参加資格提出届等を郵送で提出する場合は、110 円切手を貼付し宛名を明記した返信用封筒（長形３号）を同封すること。

(4)　提出書類

ア　委任状（様式 3-7）

イ　入札参加資格提出届（様式 3-1）

ウ　入札参加資格審査申請書（様式 3-2）

エ　誓約書（様式 3-3）

オ　建設業法に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている者であることを証明する書類の写し

カ　建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けた者であることを証明する書類の写し

キ　完工実績調書（様式 4-1）

「実績調書」には同調書の記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面並びに仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）の「受注登録工事カルテ受領書」又は「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。

ク　配置予定監理技術者調書（様式 4-2-1）、配置予定専門技術者調書（様式 4-2-2）

資格者証の写しを添付すること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として、雇用保険被保険者証の写し等を添付すること。

７　入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和８年８月 21 日（金）までに入札参加者に対し、書面にて通知する。この際、技術提案書に係る「提案者番号」を併せて通知する。

８　入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

(1)　入札参加資格がないとされた者は、７　入札参加資格審査結果の通知の翌日から起算し

て 7 日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。

(2)　本市は、(1)の書面を受理した日の翌日から起算して 8 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

9　技術提案書類の提出

入札参加資格者は、要求水準書等に基づき、技術提案内容を記載した書類（以下「技術提案書類」という。）を提出すること。

(1)　技術提案書類の構成

技術提案書類は次のとおりとする。

ア　技術提案書類提出届（様式 3-4-1）

イ　（仮称）汚泥再生処理センター整備事業　技術提案書（様式 5)、全体計画に関する提案書（様式 5-1)、環境対策に関する提案書（様式 5-2)、安定稼働に関する提案書（様式 5-3)、維持管理性に関する提案書（様式 5-4)、工事計画に関する提案書（様式 5-5)、災害対策に関する提案書（様式 5-6)、地域貢献に関する提案書（様式 5-7）

ウ　技術提案図書（様式任意）

（ア）　施設概要説明書

a　各設備概要説明（プロセス説明を含む。）

b　施設全体配置図

c　全体動線計画図

d　施設運転管理条件

・運転人員配置計画
・必要資格者
・労働安全衛生対策
・公害防止対策
・アフターサービス体制

e　維持管理費計算書（稼働後 15 年間に要する年度ごとの電気、薬品、上水、下水等の使用量及び費用）

f　施設整備費計算書（稼働後 15 年間に要する年度ごとの定期点検整備費、消耗部品交換費等を主要設備ごとに整理する。また、法定点検が必要な項目及びその費用を整理する。）

g　主要機器メーカーリスト

（イ）　設計仕様書

a　設備容量計算書

b　設備仕様（形式、能力、有効容量、数量、構造等）

（ウ）　図面類

a　工事工程表（案）

b　全体配置図及び動線計画図

c　フローシート

d　水位高低図

e　各階平面図、断面図、立面図、建物内外仕上表、水槽防食仕上表

f　機器配置図（各階平面図、断面図）

g　監視制御方式の全体システム系統図

h　単線結線図

i　完成予想図

（エ）　仮設計画書（仮設計画図を含む。）

（オ）　その他本市の指示する図書

(2)　提出期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 10 月 20 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(3)　提出先

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

(4)　提出方法

持参とし、その他の方法は一切認めない。

(5)　提出部数

技術提案書類の提出部数は次のとおりとする。

ア　技術提案書類提出届（様式 3-4-1）

・正　1 部（入札参加者名及び提案者番号を記入）

イ　（仮称）汚泥再生処理センター整備事業　技術提案書（様式 5)、全体計画に関する提案書（様式 5-1)、環境対策に関する提案書（様式 5-2)、安定稼働に関する提案書（様式 5-3)、維持管理性に関する提案書（様式 5-4)、工事計画に関する提案書（様式 5-5)、災害対策に関する提案書（様式 5-6)、地域貢献に関する提案書（様式 5-7）

・正　2 部（入札参加者名及び提案者番号を記入）

・副　10 部（提案者番号のみを記入）

・電子データ一式（CD-R 等(Windows11 対応　Microsoft 社製 Word2016 以降、Excel2016 以降のバージョンで保存)）

ウ　技術提案図書（様式任意）

・正　2 部（入札参加者名及び提案者番号を記入）

・副　10 部（提案者番号のみを記入）

・電子データ一式（CD-R 等(Windows11 対応　アドビシステムズ社製 Adobe Acrobat Reader で閲覧可能(PDF 形式)かつテキスト抽出できる形式とする。））

※上記イ及びウについては、特に指定がある場合を除き日本産業規格 A4 版縦置き横書き左綴じ（ステープラー）とし、文字の大きさは 12pt を原則とする。

※上記イに係る様式については、枚数制限があるので留意すること。

(6)　技術提案書類の修正等の禁止

技術提案書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において本市が技術提案書類の補正を求める場合を除き認めない。

(7)　入札の辞退

入札参加資格者は、技術提案書類の提出期間までに技術提案書類の提出を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 3-6）を持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

１０　入札書類の提出

入札参加資格者は、要求水準書等に基づき、入札書等を記載した書類（以下「入札書類」という。）を提出する。

(1)　入札書類の構成

入札書類は次のとおりとする。

ア　入札書類提出届（様式 3-4-2）

イ　入札書（様式 3-5）

ウ　積算内訳書（様式 4-3）

(2)　提出期間

令和 9 年 1 月上旬頃

(3)　提出先

「熊谷市環境部環境推進課」とする。

(4)　提出方法

持参とし、その他の方法は一切認めない。

(5)　入札書類の提出部数

入札書類の提出部数は次のとおりとする。

ア　入札書類提出届（様式 3-4-2）

・正　1 部（入札参加者名及び提案者番号を記入）

イ　入札書（様式 3-5）

・正　1 部（商号又は名称及び提案者番号を記入）

ウ　積算内訳書（様式 4-3）

・正　1 部（入札参加者名及び提案者番号を記入）

※上記イ及びウは同一封筒(長形 3 号)に封緘すること。

(6)　入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)　入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において本市が入札書類の補正を求める場合を除き認めない。

(8)　入札の辞退

入札参加資格者は、入札書類の提出期間までに入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 3-6）を持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(9)　入札の延期など

本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

(10)　入札参加者が 1 者の場合の措置

入札参加者が 1 者であっても、提案書審査、ヒアリング、入札を行い、落札者を決定する。

(11)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア　入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ　同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札

ウ　同一の入札について 2 以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

エ　入札金額を訂正した入札

オ　入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

カ　競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札

キ　落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札

ク　積算内訳書を提出しなかった者のした入札

ケ　入札参加資格提出届等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

コ　当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とする。

（ア）　当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率)」という。）が入札結果と一致している場合

（イ）　全ての入札参加者が入札結果と一致している場合

（ウ）　入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合

（エ）　その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

第８　落札者の決定

本市は、落札者決定基準に基づき、審査会の審査評価を経て、総合評価落札方式により落札者を決定する。

１　形式審査

技術提案書等が、要求水準書に規定された水準を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、形式審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

２　技術審査

形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、技術提案書等について審査し、技術評価点を決定する。

審査会は、技術提案書等の審査及び評価を行うに当たり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングは令和９年１月上旬頃を予定しており、詳細は別途提示する。

３　価格審査

技術審査の終了後に価格審査を行う。

入札書の開札は、審査会にて行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。なお、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

４　総合評価値の算定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出した後、総合評価値の最も高い最終審査対象者を最優秀提案者とする。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

５　落札者の決定及び公表

本市は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を落札者に通知する。また、総合評価の結果に関する次の事項を併せて公表するものとする。

(1)　入札参加者名
(2)　各入札参加者の入札金額
(3)　各入札参加者の技術評価点
(4)　各入札参加者の価格評価点
(5)　各入札参加者の総合評価値

６　入札結果等の説明

(1)　入札参加者は、入札結果等について、落札者を決定した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。
(2)　本市は、(1)の書面を受理した日の翌日から起算して 8 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

第９　本契約締結までの取扱い

本事業は、議会の議決に付すべき事業に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落

札者に損失が生じても、本市は、一切の責めを負わない。

また、議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが著しく不適当であると判断された場合には、落札決定の取り消し又は、仮契約の解除を行うことができるものとする。予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を落札者とすることがある。

第１０　契約に関する事項

１　入札保証金

免除する。

２　契約書作成の要否

要

３　契約保証金

契約保証金は、（仮称）汚泥再生処理センター整備事業請負契約約款の第５条に準ずるものとする。

４　支払条件

令和 9 年度

前　金　払　無

部　分　払　有（ 1 回 ）

令和 10 年度

部　分　払　有（ 1 回 ）

令和 11 年度

完　了　払　有（ 1 回 ）

５　物価変動等による改訂

スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、請負契約締結の日とする。市及び事業者は、スライド条項の適用に関する協議申し入れに対し、誠意をもって行うものとする。

第１１　その他

１　この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、熊谷市契約規則、（仮称）汚泥再生処理センター整備事業請負契約約款その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

２　落札者が提出した技術提案書等の提案内容（以下「提案内容」という。）は、本市からの指示がない限り全て契約内容とし、提出した提案内容による履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、落札者が、契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

(1)　提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

(2)　要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。

(3)　提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

(4)　維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本市との協議に応じること。

3　申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

4　本市は、開札後、落札決定をするまでの間に最優秀提案者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、当該最優秀提案者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、本市は当該最優秀提案者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1)　指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）

(2)　入札説明書に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

5　本市は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、4(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、本市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

6　本市は、契約締結後において、落札者が4(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

7　落札者（最優秀提案者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に4(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、本市に速やかに申し出ること。

8　地域経済の活性化を図るため、地元企業を必ず活用した事業を行わなければならない。地元企業とは、本市に本店を有している者とする。

9　本事業は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた事業である。

１０　本事業の施工に当たっては、次のとおり事業着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

(1)　填補限度額

対人賠償	被害者 1 名当たりの填補限度額	1 億円以上
	1 事故全体の填補限度額	2 億円以上
対物賠償	1 事故全体の填補限度額	3 千万円以上
免責金額（自己負担額）	10 万円以内	

(2)　被保険者名　熊谷市長、受注者、全下請負人とすること。

(3)　被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。

(4)　填補する期間は契約工期及び終了日から 14 日を含むものとすること。

第１２　担当部課

本入札において、本事業の事務を担当する部局は次のとおりとする。

熊谷市環境部環境推進課
住　所：埼玉県熊谷市江南中央一丁目１番地
ＴＥＬ：048-536-1570
ＦＡＸ：048-536-2009
E-mail：kankyosuishin@city.kumagaya.lg.jp